社交ダンス技能検定実施細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人日本舞踏教師協会(以下「当協会」という。)が行うペアダンス(以下「ダンス」という。)のダンス検定即ち社交ダンス技能検定試験(以下「ダン検」という。)の実施等について定めることを目的とする。

(社交ダンス技能検定試験)

第2条 当協会は、ダンスの普及のためダン検を行う。

(技能級)

第3条 当協会が定める技能級は7級から1級までの7階級とする。

第2章 実施機関

(社交ダンス技能検定実行委員会)

- 第4条 当協会はダン検の円滑な実施を図るため社交ダンス技能検定実行委員会を置く。
 - 2 実施は社交ダンス技能検定実行委員会の指示により、各管区が行う。

(審査員)

- 第5条 ダン検の審査は2名以上で行う。内1名を審査委員長とする。
 - 2 審査員はアソシエイト JATD、又は同等以上の資格を有する者を当協会が任命する。

(社交ダンス技能検定試験の種類)

- 第6条 ダン検にはスタンダード部門及びラテン部門を実施する。但し、7級においては1部門とする。
 - (1) 7級の種目は次の通りとする。 スクエアルンバ、マンボ、ジルバ、ブルース
 - (2) スタンダード部門の各級の種目は次の通りとする。
 - 6級 ワルツ、タンゴ
 - 5級 ワルツ、タンゴ、スローフォックストロット
 - 4~3級 ワルツ、タンゴ、スローフォックストロット、クイックステップ
 - 2~1級 ワルツ、タンゴ、スローフォックストロット、クイックステップ、ヴェニーズワルツ
 - (3)ラテン部門の各級の種目は次の通りとする。
 - 6級 ルンバ、チャチャチャ
 - 5級 ルンバ、チャチャチャ、サンバ
 - 4~3級 ルンバ、チャチャチャ、サンバ、パソドブレ

2~1級 ルンバ、チャチャチャ、サンバ、パソドブレ、ジャイブ

(受験資格)

第7条 ダンスを楽しみ、技能向上に意欲のある者。

2 スタンダード部門、ラテン部門ともに 7 級から受験するものとする。但し、7 級を受験する者限り、6 級を同日に受験することが出来る。

(補助員)

第8条 補助員については、有資格者か否かは問わない。

第3章 合否及び認定

(合格者の基準)

第9条 当協会の指定するフィガーを踊り、各級ごとに定めた審査基準の70%以上取得した者を合格とする。

(審査基準)

第10条 ダンスマナー、ダンス技術としてのバランス、フットワーク、リーディングアンドフォローイング、ミュージカ リティ、ゼネラルインプレッション

(合格の通知)

第11条 ダン検の合否については、受験日より概ね1ヶ月以内に受験者に通知する。

(認定)

第12条 当協会はダン検において合格したる者をその者が拒否しない限り、各技能級保持者として認定する。

第4章 賛助会員

(賛助会員)

第13条 ダン検において7級の認定を受けたる者は入会金及び年会費を納め、当協会の賛助会員に登録する ことが出来る。

(入会金及び年会費)

第14条 入会金 5,000 円

年会費 6,000円(8月から翌年7月末を1期とする。)

但し、年会費に於いては入会月から年度末までの月割りにて納め、入会月のおおよそ20日を 過ぎての入会は翌月分から年度末までの月割りした金額を納めるものとする。

第5章 実施認定教授所

(実施認定教授所)

- 第15条 当協会の認定を受けてダン検を実施する教授所を実施認定教授所とする。
 - 2 実施認定教授所は当協会の許可を受け、ダン検を実施することが出来る。

(実施認定教授者)

- 第16条 当協会の認定を受けてダン検を実施するダンス教師を実施認定教授者とする。
 - 2 実施認定教授者は当協会の許可を受け、ダン検を実施することが出来る。

(実施認定教授所及び教授者実施細則)

- 第17条 実施認定教授所及び教授者が実施出来るダン検の技術級は7級から4級とする。
 - 2 実施認定教授所及び教授者がダン検を実施する際、5 エントリー以上の受験料及び申込書類を当協会に提出すること。
 - 3 人件費その他の経費は当協会が支払するものとする。但し、その他の経費については受験料の合計 の 10%を超えない範囲とする。

(受験料)

第18条 受験料は1名1エントリーの料金とする。

7級 4,000円 + 税

6級 (スタンダード部門) 5,000 円 + 税 (ラテン部門) 5,000 円 + 税 5級 (スタンダード部門) 5,000 円 + 税 (ラテン部門) 5,000 円 + 税 4級 (スタンダード部門) 5,000 円 + 税 (ラテン部門) 5,000 円 + 税 (ラテン部門) 7,000 円 + 税

(受験申込)

- 第19条 受験者は受験料の払込兼受領証のコピーを添付し、所定の申込書に必要事項を記入の上、当協会に 提出すること。
 - 2 賛助会員以外は7級受験時を除き、別途、受験資格認定料を支払うものとする。
 - 3 受験資格認定料は1エントリーにつき、1,000円+税とする。
 - 4 払込後の費用は返金しないものとする。

付 則

この規約は令和2年9月10日から施行する。